

建設業の許可の取消処分公告

この公告は、建設業法の規定に基づき掲載しているものですが、不法行為等に起因した監督処分としての許可の取り消しではありません。

	公告日	処分年月日	処分を受けた者の 商号または名称	主たる営業所の所在地	申請者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実	掲載期間
1	令和8年9月7日	令和8年7月17日	株式会社コムリード	大阪府大阪市浪速区幸町2-2-13	元取締役 宮部 剛典	国土交通大臣(般・特-4)第25020号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(建築工事業、内装仕上工事業、消防施設工事業に関する一般建設業許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、電気通信工事業に関する特定建設業許可)	令和8年7月17日付けで建設業法第12条の規定により一般及び特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
2	令和8年9月7日	令和8年7月29日	株式会社YOSHIDA SV	兵庫県姫路市広畑区正門通3-6-2	代表取締役 金澤 嘉夫	国土交通大臣(特-3)第26585号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に関する特定建設業許可)	令和8年7月29日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
3	令和8年9月7日	令和8年8月3日	株式会社共栄	京都府京都市上京区今出川通新町西入弁財天町324	代表取締役 中川 洋和	国土交通大臣(般-4)第17393号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(建築工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業許可)	令和8年8月3日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
4	令和8年9月7日	令和8年8月6日	コンプロテック株式会社	大阪府堺市堺区西湊町1-2-2	破産管財人 清水 良寛	国土交通大臣(特-5)第28918号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業許可)	令和8年8月6日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
5	令和8年9月7日	令和8年8月7日	株式会社日経サービス	大阪府大阪市中央区南船場1-17-10	代表取締役 嶋田 有孝	国土交通大臣(般-3)第9678号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(電気通信工事業に関する一般建設業許可)	令和8年8月7日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
6	令和8年9月7日	令和8年8月10日	株式会社アサヒベン・ホームイングサービス	大阪府大阪市鶴見区鶴見4-1-12	元代表取締役 木村 拓	国土交通大臣(般-4)第10024号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(建築工事業、塗装工事業、防水工事業に関する一般建設業許可)	令和8年8月10日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
7	令和8年9月7日	令和8年8月10日	アイテック株式会社	大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス	代表取締役 前田 幸貴	国土交通大臣(般・特-4)第19760号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(電気通信工事業に関する一般建設業許可)	令和8年8月10日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
8	令和8年9月7日	令和8年8月18日	ジョイントロードサービス株式会社	兵庫県尼崎市猪名寺2-20-20	代表取締役 塩崎 寿知	国土交通大臣(特-6)第18328号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(解体工事業に関する特定建設業許可)	令和8年8月18日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで
9	令和8年9月7日	令和8年8月19日	株式会社ウッディランド	滋賀県甲賀市水口町北泉1-133	代表取締役 岸村 務	国土交通大臣(般-3)第24180号	建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し(解体工事業に関する一般建設業許可)	令和8年8月19日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和14年3月31日 まで